

令和7年度 三重県留置施設視察委員会

(留置業務管理者に対する意見と措置結果)

三重県警察本部

1 留置施設視察委員会設置 の趣旨

平成19年6月1日施行の「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、警察署留置施設運営の透明性と被留置者の適正な処遇を確保するため、三重県警察本部に「三重県留置施設視察委員会」が設置されています。

2 委員会の組織 委員の身分

委員会は4名の委員(法律関係者、医療関係者、地域の有識者等)で組織されており、身分は非常勤の地方公務員となります。

3 委員会の権限等

委員会は、警察署の留置施設を視察し、運営に関して留置業務管理者(警察署長)に意見を述べることができます。

また、必要があると認めるときは、留置業務管理者に対し、被留置者との面接の実施について協力を求めることができます。

4 委員会の活動状況

令和7年度中、6警察署の留置施設を視察しました。

視察結果等を踏まえ、委員会として留置業務管理者に対し意見を行いました。

5 留置施設視察委員会の 意見及び措置

No.	視察時の意見		改善措置状況
1	【被留置者の処遇】	カレンダーを設置してはどうか。	設置を検討します。
2	【被留置者の処遇】	夏季の入浴回数を増やす等の対応を検討してください。	管理運営上、入浴機会を増やすことは困難ですが、衛生上の観点から特別な事情を有する場合等には個別対応します。
3	【施設整備】	遵守事項の掲示位置や字の大きさ等を工夫して見やすくしてください。 外国語や平易な日本語の遵守事項の掲示を検討してください。	字を大きくしたり、見やすい場所に掲示したりして見やすくしました。 外国語の遵守事項や、平易な日本語の遵守事項をその都度掲示します。
4	【被留置者の処遇】	良書・外国語書籍の配架を増やしてはどうか。	良書・外国語書籍の充実に努めます。
5	【被留置者の処遇】	物価高騰を考慮して、自弁購入金額の上限の見直しを検討してください。	物価高騰を考慮し、上限を見直しました。
6	【施設整備】	不要ならば、面会室通話口に貼られた不織布を撤去してください。	撤去しました。
7	【被留置者の処遇】	場内に干してある洗濯物が生乾きにならないよう対策を検討してください。	生乾きのおそれがある際には、乾燥機を活用します。
8	【施設整備】	布団収納庫にすのこの設置を検討してください。	設置を検討します。
9	【施設整備】	面会室に空調がついていないので改善を検討してください。	エアコンの設置を検討します。
10	【施設整備】	動線がスムーズになるよう、洗面所付近にタオル掛けの設置を検討してください。	洗面所付近にタオル掛けを設けることを検討しましたが、壁面の材質や余地などの観点から困難でした。 他の方法を検討しています。
11	【施設整備】	職員が扱う鍵が多過ぎませんか。	鍵の本数を減らしました。
12	【施設整備】	保護室の壁・床が固いのでは、改善を検討してください。	庁舎改修の機会に改善を検討します。